

平成 2 7 年度

公益財団法人福島県スポーツ振興基金

助成事業申請の手引き



平成 2 6 年 1 2 月

公益財団法人福島県スポーツ振興基金

公益財団法人福島県スポーツ振興基金について

スポーツは、私たちの心とからだの健全な発達を促すとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものです。

近年の少子高齢化の進行やライフスタイル・価値観の多様化など、様々な社会環境の変化に伴い、県民の健康増進や精神的な充足感を求めてスポーツ活動に親しむ機運が高まっています。

今後、真に本県のスポーツ振興を図るためには、県民がスポーツを文化として認識し、スポーツの自発的な実践が高い価値を有するという意識を醸成するとともに、本県がスポーツ先進県としての地位を築くことが極めて重要です。

しかしながら、東日本大震災及び原発事故の影響で、本県のスポーツ環境は非常に困難な状況にあります。

このような状況の中、公益財団法人福島県スポーツ振興基金は、県民の元気や笑顔、健康や生きがいがいつくりの一翼を担ってまいりました。

今後とも、本基金は、スポーツに親しむ人々の多様なニーズに応えるために、県、市町村及び関係機関・団体の緊密な連携のもと、生涯スポーツを推進する団体が行う様々な事業や活動を積極的に支援してまいります。

公益財団法人福島県スポーツ振興基金

理 事 長 鈴 木 千 賀 子

目 次

1	助成事業スケジュール	1
2	助成対象団体及びその条件	2
3	助成対象事業の実施期間	2
4	助成金の経理	2
5	他の補助金・助成金との併用	2
6	平成27年度助成金交付対象事業の申請	2
7	助成対象事業・助成対象団体・助成率・助成額等	3
	（1）スポーツ・レクリエーション指導者養成事業	3
	（2）スポーツを通じた人づくり事業	4
	ア 子どものスポーツ環境に関する事業	4
	イ 成人のスポーツ環境に関する事業	4
	ウ 障がい者のスポーツ環境に関する事業	5
	エ 高齢者のスポーツ環境に関する事業	5
	（3）スポーツを通じた地域づくり事業	5
	ア 地域活性化等に関する事業	5
	イ 交流人口拡大に関する事業	6
	（4）スポーツ相談・啓発・情報提供事業	6
	（5）ふくしまスポーツキッズ活動支援事業	6
	（6）広域スポーツセンター事業	7
	（7）ふくしまスポーツフェスタ事業	7
	（8）スポーツボランティア事業	7
8	助成対象事業の申請書類の提出方法及び提出期限	8
9	助成対象事業の審査方法等	9
10	助成額の確定	9
11	助成金の交付	9
12	助成金の概算払	9
13	助成対象経費の基準等	10
14	問い合わせ	11
15	会計処理について	11

1 助成事業スケジュール

■平成 26 年 12 月 24 日
～平成 27 年 1 月 30 日

助 成 事 業 募 集

○助成を希望する団体は、財団法人福島県スポーツ振興基金(以下「本基金」という)ホームページから指定様式をダウンロードし、本基金事務局に「企画提案書」を提出してください。

■平成 27 年 2 月末

助 成 審 査 委 員 会

●助成を希望する団体から提出された「企画提案書」により助成事業・助成額の審査をします。

■平成 27 年 3 月末

助 成 事 業 決 定

●助成申請団体に「助成金交付決定通知書」を送付します。
※不採択の場合は、別途通知します。
※「助成金交付決定通知書」は、通知された助成額を保証するものではありません。事業完了後に提出いただく「実績報告書」の審査により助成額が確定します。

■平成 27 年 4 月 1 日
～平成 27 年 5 月 8 日

助 成 金 申 請

○助成が確定した団体は「助成金申請書」を本基金事務局に提出してください。

※「助成金申請書」は、資金計画書を添付し提出するもので、助成金の支払いを請求するものではありません。

助 成 金 概 算 払 (注)

区分	「助成金概算払請求書」提出期間	助成金振込予定期日
第 1 期	4 月 1 日～ 5 月 8 日	5 月
第 2 期	6 月 1 日～ 8 月 末日	9 月
第 3 期	10 月 1 日～ 12 月 末日	1 月

■事業完了後 30 日以内又は
平成 28 年 4 月 8 日のいずれ
か早い日まで

実 績 報 告

○助成団体は、助成対象事業終了後「実績報告書」を本基金事務局に提出してください。

助 成 金 確 定

●「実績報告書」により助成対象事業の実施内容、会計処理等を審査の上、助成額を確定します。

●助成団体に「助成金交付額確定通知書」を送付します。

■助成金交付額確定通知書を受領した日から起算して
10 日を経過する日まで

助 成 金 請 求

○助成団体は「助成金請求書」を本基金事務局に提出してください。

■助成金請求書の提出があった翌月末又は平成 28 年 4 月末から 5 月上旬の期間

助 成 金 交 付

●確定した助成金を助成団体指定金融機関に振込みます。

(注) 助成額の確定前において、必要に応じて概算払請求を行うことができますが、その手続き等については、本手引き 2 ページ以降でご確認ください。

2 助成対象団体及びその条件

(1) 助成対象団体

ア 下記の「(3)－助成対象団体の必要な条件」を全て満たした生涯スポーツ事業を行う全ての団体

イ 助成対象事業を非営利目的で行う企業

(2) 助成対象にならない団体

市町村及び市町村教育委員会は助成対象の団体になれません。

(3) 助成対象団体の必要な条件

助成対象団体になるためには、次の条件を全て満たさなければなりません。

ア 県内に主たる事務局を有していること。

イ 寄附行為、定款又は規約が整備されていること。

ウ 年間事業計画書が策定されていること。

エ 収支予算書・決算書が整備されていること。

3 助成対象事業の実施期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間に実施する事業とします。

4 助成金の経理

(1) 助成対象事業を実施する団体は、助成事業については特別会計により経理し、一般会計（団体の運営費）や他の活動会計と区分するとともに、収支簿を備え、他の経理と区分して助成活動の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにする必要があります。

(2) 助成対象事業を実施する団体は、収入及び支出の内容を証する書類を整備して収支簿とともに助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存する必要があります。

5 他の補助金・助成金との併用

(1) 県関係の補助金及び助成金との併用はできません。ただし、市町村からの補助金との併用は可能です。

(2) スポーツ振興くじ(toto)と本法人の助成金の併用については、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)に確認願います。

6 平成27年度助成金交付対象事業の申請

(1) **助成対象事業への申請は1団体1事業とします。**なお、助成対象事業については、本手引き3ページの「7－助成対象事業・助成対象団体・助成率・助成額等<表1>」を参照してください。

(2) 「スポーツ・レクリエーション指導者養成事業」及び「スポーツを通した人づくり事業」、「スポーツを通した地域づくり事業」については、助成率を総助成対象経費の4/5とし、助成額の上・下限額については別に定める額を原則とします。ただし、これによることが適当でないとして助成審査委員会が認めた事業については、これを超え又は下回って助成する場合があります。

7 助成対象事業・助成対象団体・助成率・助成額等

< 表 1 >

助成対象事業	助成対象団体	助成率	助成額	助成総額
スポーツ・レクリエーション指導者養成事業	生涯スポーツ事業を行う団体	総助成対象経費 の4/5以内	10万～ 50万円	300万円程度
スポーツを通じた人づくり事業				
子どものスポーツ環境に関する事業	生涯スポーツ事業を行う団体	総助成対象経費 の4/5以内	10万～ 80万円	450万円程度
成人のスポーツ環境に関する事業	生涯スポーツ事業を行う団体	総助成対象経費 の4/5以内	10万～ 80万円	150万円程度
障がい者のスポーツ環境に関する事業	総合型地域スポーツクラブ（原則）	総助成対象経費 の4/5以内	10万～ 50万円	150万円程度
高齢者のスポーツ環境に関する事業	総合型地域スポーツクラブ（原則）	総助成対象経費 の4/5以内	10万～ 50万円	100万円程度
スポーツを通じた地域づくり事業				
地域活性化等に関する事業	生涯スポーツ事業を行う団体	総助成対象経費 の4/5以内	10万～ 80万円	400万円程度
交流人口拡大に関する事業	生涯スポーツ事業を行う団体	総助成対象経費 の4/5以内	10万～ 80万円	160万円程度
スポーツ相談・啓発・情報提供事業	公益財団法人福島県体育協会	総助成対象経費 の5/5以内	目的を達成するために必要な額	
ふくしまスポーツキッズ活動支援事業	公益財団法人福島県体育協会	総助成対象経費 の5/5以内	目的を達成するために必要な額	
広域スポーツセンター事業	公益財団法人福島県体育協会 うつくしま広域スポーツセンター	総助成対象経費 の5/5以内	目的を達成するために必要な額	
ふくしまスポーツフェスタ事業	ふくしまスポーツフェスタ実行委員会	総助成対象経費 の5/5以内	目的を達成するために必要な額	
スポーツボランティア事業	特定非営利活動法人 うつくしまスポーツルーターズ	総助成対象経費 の5/5以内	目的を達成するために必要な額	

(1) スポーツ・レクリエーション指導者養成事業

スポーツやレクリエーションの指導者の養成や指導者の資質の向上を図る事業に対して助成を行います。

ア 助成対象団体

生涯スポーツ事業を行う団体

イ 助成対象経費

本手引き10ページの「13-助成対象経費の基準等<表2>」を参照

ウ 助成額等

(ア) 助成総額：300万円

(イ) 助成率：総助成対象経費の4/5以内(千円未満切捨て)

(ウ) 助成額の下限額：10万円

(エ) 助成額の上限額：50万円

エ 想定例

【○】各種団体が行うスポーツ・レクリエーション指導者講習会

(2) スポーツを通した人づくり事業

ア 子どものスポーツ環境に関する事業

子どもの体を動かす機会の減少や発達段階に応じたスポーツ指導を受けられないなどの課題を解決するために、子どもがその能力や興味・関心に応じ、スポーツ活動に取り組む機会を創出する事業に対して助成を行います。

(ア) 助成対象団体

生涯スポーツ事業を行う団体

(イ) 助成対象経費

本手引き 10 ページの「13-助成対象経費の基準等<表2>」を参照

(ウ) 助成額等

a 助成総額：450万円

b 助成率：総助成対象経費の4/5以内(千円未満切捨て)

c 助成額の下限額：10万円

d 助成額の上限額：80万円

(エ) 想定例

【○】 各種団体が多くの子どもたちを対象に定期的に行う親子体操教室等

【○】 各種団体が多くの子どもたちを対象に行う様々なスポーツを体験することができるイベント

【○】 各種団体が多くの子どもたちを対象に行う様々なアウトドアスポーツを体験することができるイベント

【×】 スポーツ少年団等の定期的な活動・練習

【×】 既存の事業

イ 成人のスポーツ環境に関する事業

これまでスポーツ活動に対して必ずしも関心が高くなかった働き盛りの年代のスポーツ参加意識を向上させ、スポーツ活動に取り組む機会を創出する事業に対して助成を行います。

(ア) 助成対象団体

生涯スポーツ事業を行う団体

(イ) 助成対象経費

本手引き 10 ページの「13-助成対象経費の基準等<表2>」を参照

(ウ) 助成額等

a 助成総額：150万円

b 助成率：総助成対象経費の4/5以内(千円未満切捨て)

c 助成額の下限額：10万円

d 助成額の上限額：80万円

(エ) 想定例

【○】 各種団体が行う健康教室や講演会

【○】 市町村体育協会、市町村スポーツ推進委員等が行う体力診断テスト

【△】 各種団体が主催するトレッキングや軽登山(対象者が限定されないこと)

【×】 既存の野球大会やサッカー大会等

【×】 既存の事業や既存の団体等の定期的な活動・練習

ウ 障がい者のスポーツ環境に関する事業

障がい者が身近な地域で日常的にスポーツ活動を行ったり、健常者と合同で活動する機会は依然として少ないため、障がい者がその障がいの程度に応じて、多様な形でスポーツを楽しめる環境（サポート体制を含む）を整備する事業に対して助成を行います。

（ア）助成対象団体

原則として総合型地域スポーツクラブ

（イ）助成対象経費

本手引き 10 ページの「13－助成対象経費の基準等＜表2＞」を参照

（ウ）助成額等

- a 助成総額：150万円
- b 助成率：総助成対象経費の4/5以内(千円未満切捨て)
- c 助成額の下限額：10万円
- d 助成額の上限額：50万円

（エ）想定例

【○】総合型地域スポーツクラブによる障がい者対象の定期的なスポーツ活動

【×】既存の事業

エ 高齢者のスポーツ環境に関する事業

高齢者が、それぞれの健康状態や身体能力に応じて体を動かしたり、運動やスポーツを楽しんだりすることができる環境を整備する事業に対して助成を行います。

（ア）助成対象団体

原則として総合型地域スポーツクラブ

（イ）助成対象経費

本手引き 10 ページの「13－助成対象経費の基準等＜表2＞」を参照

（ウ）助成額等

- a 助成総額：100万円
- b 助成率：総助成対象経費の4/5以内(千円未満切捨て)
- c 助成額の下限額：10万円
- d 助成額の上限額：50万円

（エ）想定例

【○】総合型地域スポーツクラブによる高齢者対象の定期的なスポーツ活動

【×】既存の事業

（3）スポーツを通じた地域づくり事業

ア 地域活性化等に関する事業

子どもから高齢者までの多くの県民が、地域社会という日常生活圏の中でスポーツを通して、豊かな人間関係を育むなど、地域の活性化を図る事業に対して助成を行います。

（ア）助成対象団体

生涯スポーツ事業を行う団体

（イ）助成対象経費

本手引き 10 ページの「13－助成対象経費の基準等＜表2＞」を参照

（ウ）助成額等

- a 助成総額：400万円
- b 助成率：総助成対象経費の4/5以内(千円未満切捨て)
- c 助成額の下限額：10万円
- d 助成額の上限額：80万円

(エ) 想定例

- 【○】 総合型クラブ等による多世代スポーツ交流会
- 【○】 著名人によるスポーツ講演会・シンポジウム等
- 【△】 新規の地区運動会(実行委員会等の会議の開催と地域への広がりが条件)
- 【×】 既存の地区運動会等
- 【×】 既存の事業

イ 交流人口拡大に関する事業

スポーツを通して、多くの県民が他県や他国の人々と県内で交流できる環境を整備する事業に対して助成を行います。

(ア) 助成対象団体

生涯スポーツ事業を行う団体

(イ) 助成対象経費

本手引き10ページの「13-助成対象経費の基準等<表2>」を参照

(ウ) 助成額等

- a 助成総額：160万円
- c 助成率：総助成対象経費の4/5以内(千円未満切捨て)
- d 助成額の下限額：10万円
- e 助成額の上限額：80万円

(エ) 想定例

- 【○】 県内で開催する他県や他国とのスポーツ交流会
- 【○】 県内で開催するパークゴルフ等を通じた他県や他国とのスポーツ交流会
- 【○】 県内で開催するスポーツ少年団等による他県や他国とのスポーツ交流会
- 【×】 既存の事業

(4) スポーツ相談・啓発・情報提供事業

公益財団法人福島県体育協会が行うスポーツ相談や啓発・情報提供事業に対して助成を行います。

ア 助成対象団体

公益財団法人福島県体育協会

イ 助成対象経費

公益財団法人福島県体育協会定款・会計規程による。ただし、助成対象となる経費は本基金理事長が適当と認めるものに限ります。

ウ 助成額等

- (ア) 助成率：総助成対象経費の5/5以内(千円未満切捨て)
- (イ) 助成額の上限額：目的を達成するために必要な額

(5) ふくしまスポーツキッズ活動支援事業

公益財団法人福島県体育協会が行う子どものスポーツ機会の創出や体力測定等に対して助成を行います。

ア 助成対象団体

公益財団法人福島県体育協会

イ 助成対象経費

公益財団法人福島県体育協会定款・会計規程による。ただし、助成対象となる経費は本基金理事長が適当と認めるものに限ります。

ウ 助成額等

(ア) 助成率：総助成対象経費の 5 / 5 以内(千円未満切捨て)

(イ) 助成額の上限額：目的を達成するために必要な額

(6) 広域スポーツセンター事業

広域スポーツセンターが行う生涯スポーツ関連事業に対して助成を行います。

ア 助成対象団体

公益財団法人福島県体育協会うつくしま広域スポーツセンター

イ 助成対象経費

公益財団法人福島県体育協会定款・会計規程及びうつくしま広域スポーツセンター規程による。ただし、助成対象となる経費は本基金理事長が適当と認めるものに限りします。

ウ 助成額等

(ア) 助成率：総助成対象経費の 5 / 5 以内(千円未満切捨て)

(イ) 助成額の上限額：目的を達成するために必要な額

(7) ふくしまスポーツフェスタ事業

ふくしまスポーツフェスタ実行委員会が行う「ふくしまスポーツフェスタ」の開催に対して助成を行います。

ア 助成対象団体

ふくしまスポーツフェスタ実行委員会

イ 助成対象経費

ふくしまスポーツフェスタ実行委員会規程・会計規程による。ただし、助成対象となる経費は理事長が適当と認めるものに限りします。

ウ 助成額等

(ア) 助成率：総助成対象経費の 5 / 5 以内(千円未満切捨て)

(イ) 助成額の上限額：目的を達成するために必要な額

(8) スポーツボランティア事業

特定非営利活動法人うつくしまスポーツルーターズが行うスポーツボランティア関連事業に対して助成を行います。

ア 助成対象団体

特定非営利活動法人うつくしまスポーツルーターズ

イ 助成対象経費

特定非営利活動法人うつくしまスポーツルーターズ定款・会計規程による。ただし、助成対象となる経費は本基金理事長が適当と認めるものに限りします。

ウ 助成額等

(ア) 助成率：総助成対象経費の 5 / 5 以内(千円未満切捨て)

(イ) 助成額の上限額：目的を達成するために必要な額

(1) 申請書類の提出方法

本手引き2ページの「2-助成対象団体及びその条件」を満たし助成を申請する団体は、本基金助成事業業務規程及び本手引きに従って提出期限までに下記の「(2)-申請に必要な書類等」一式を本基金事務局に郵送又は持参してください。

なお、申請書類については、本基金のホームページからダウンロードしてください。

(2) 申請に必要な書類等

- ア 企画提案書(様式第1号)
- イ 事業計画書(別紙1)
- ウ 事業実施計画書(別紙1-1)
- エ 収支予算書(別紙2)
- オ 助成対象経費内訳書(別紙2-1)
- カ 助成対象経費根拠書類(見積書等)
- キ 組織・団体の概要(別紙3)組織図
- ク 寄附行為、定款又は規約等
- ケ 組織・団体のパンフレット等

(3) 申請書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号西庁舎11階

福島県文化スポーツ局スポーツ課内 公益財団法人福島県スポーツ振興基金事務局

(4) 申請期間

- ア 受付開始:平成26年12月24日(水)
- イ 受付締切:平成27年1月30日(金)必着

(5) 申請書類提出に当たっての留意事項

- ア 「企画提案書」は、本手引き3ページの「7-助成対象事業・助成対象団体・助成率・助成額等<表1>」に基づき作成願います。
- イ 申請書類の作成及び提出に要する費用については、審査結果に拘わらず申請団体の負担とします。また、提出された申請書類は返却しません。
- ウ 継続申請については、原則として単年度限りです。ただし、特に必要と認められる事業については、複数年度の助成を認めることがあります。なお、その場合においても、事業決定は単年度ごとに行うものであり、次年度以降の事業決定を約束できるものではありません。
- エ 次の場合は、いかなる事由にあっても受付しませんのでご了承ください。
 - (ア) 申請に必要なすべての書類が上記の「(4)-受付締切」までに提出されない場合
 - (イ) 申請書類が上記の「(1)-申請書類の提出方法」以外で提出された場合

9 助成対象事業の審査方法等

(1) 審査方法

本基金助成審査委員会において、提出された「企画提案書」等の審査を行い、助成対象事業及び実施団体を決定します。

決定に当たっては、助成対象事業の内容や期待できる効果及び申請団体の組織体制や活動の実績等について審査することとなります。また、助成対象事業に対しての資金状況や過去に本基金から助成を受けた実績等が考慮される場合もあります。

なお、必要に応じて、本基金事務局からプレゼンテーションもしくは事業計画の詳細に関する資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査結果の通知等

ア 審査終了後、30日以内に全ての申請団体に「助成金交付決定通知書」により審査結果を通知します。

イ 助成額については「企画提案書」の内容を勘案して決定するので、申請団体の要望額と必ずしも一致するものではありません。また、必要に応じて、条件を附して助成金の交付の決定を行う場合があります。

10 助成額の確定

助成対象事業の実施に当たっては、**業務規程等**を順守し、事業計画書等に従い、経理処理等についても十分ご留意願います。

助成額は、「実績報告書」の審査等により確定します。

助成対象事業を実施する団体は、助成対象事業完了後30日以内または翌年度の4月8日のどちらか早い日までに「実績報告書」を本基金事務局に提出していただきます。

なお、助成額は助成対象事業の収支やその実施内容等により減額又は取り消しとなる場合がありますので、「実績報告書」の作成及び提出には十分ご留意願います。

11 助成金の交付

助成金の交付は、助成額の確定後に提出していただく「助成金請求書」に基づき銀行振込により行います。「助成金請求書」は、「助成金交付額確定通知書」を受領した日から起算して、10日を経過する日までに本基金事務局に提出してください。

12 助成金の概算払

原則として助成金は精算払とします。ただし、「助成金交付決定通知書」により助成金の交付が決定した団体は、「助成金申請書」の提出により本基金理事長が事業実施のために概算払の必要があると認めるときは、助成金の概算払を行います。

概算払の額は原則として交付決定額の4分の3(千円未満切り捨て)を限度としますので、希望する団体は概算払請求を行ってください。

なお、助成額の確定後、既に概算払した助成金に過払いが生じた場合は、助成金を返還することになりますので、「概算払請求書」は、真に必要な額を請求してください。

また、助成金を返還することが生じた場合は、助成額の確定した日から20日以内に請求のあった返還額の助成金を本基金に返納してください。

＜表 2＞

科目	助成対象範囲及び内容	限度額	企画提案書に添付する書類	実績報告書に添付する書類
賃 金	事務局員人件費 (助成対象事業を実施するために新たに雇用した事務局員等)	実費(1名1日7,200円以内) ※原則8時間勤務とする。		個人の領収書
謝 金	医師謝金	定額(1日50,000円以内)		個人の領収書
	看護師謝金	定額(1日10,000円以内)		個人の領収書
	補助員謝金	定額(1日3,000円以内)		個人の領収書
	講演者謝金	定額(1回50,000円以内)		個人の領収書
	講師謝金	定額(1時間10,000円以内) ※但し、事業を実施する団体以外からの講師招聘に限る。事業を実施する団体関係者への謝金は1時間5,000円以内とする。		個人の領収書
旅 費	医師、看護師、補助員、講演者、講師、招待選手等の鉄道・バス・航空運賃等	実費	旅費規程や公共交通機関運賃表等の算出根拠書類	個人の領収書
	医師、看護師、補助員、講演者、講師、招待選手等の宿泊費	実費(1泊10,000円以内)		ホテル、旅館等が発行する領収書
使用料及び賃借料	施設・用具借上料等	実費	施設等が発行する見積書	施設等が発行する領収書
消耗品費	事務用品等	実費(10万円未満の物品)	購入先等が発行する見積書	購入先が発行する領収書
通信運搬費	開催要項、資料等発送料	実費	請負先等が発行する見積書	請負先が発行する領収書
印刷製本費	開催要項、パンフレット等印刷費	実費	請負先等が発行する見積書	請負先が発行する領収書
役 務 費	振込手数料、保険料等	実費	保険会社等が発行する見積書	銀行・保険会社等が発行する領収書
そ の 他	理事長が必要と認めた経費			

※賃金・謝金のみの申請は認められないので、ご注意ください。

14 問い合わせ

- (1) 住 所 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 西庁舎11階
福島県文化スポーツ局スポーツ課内
公益財団法人福島県スポーツ振興基金事務局
- (2) 電 話：024-521-7795 FAX：024-521-7879
- (3) E-mail：info@fss-kikin.jp
- (4) HP：検索エンジンで「福島県スポーツ振興基金」を検索してください。

15 会計処理について

- 1 助成対象事業を実施する団体は、助成事業については特別会計により経理し、一般会計（団体の運営費）や他の活動会計と区分するとともに、収支簿を備え、他の経理と区分して助成活動の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしてください。
- 2 助成対象事業を実施する団体は、収入及び支出の内容を証する書類を整備して収支簿とともに助成事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

【会計処理における厳守事項】

- 助成対象経費の基準等を厳守し、適正に処理してください。
- 会計処理の内容を、団体内で複数の者及び上司がチェックできる体制を整えてください。
- 助成対象事業を実施する団体は、助成対象経費として支払った賃金又は謝金等を、講師・スタッフ等から、寄付金として受け取ることを禁止します。実態の伴わない賃金や謝金の支払等の不正が明らかになった場合、交付の決定を取り消し、助成金の返還を求めることとなります。
- 下記の不正な会計処理等を行った場合には、助成金の返還を求めることになります。
 - ・ 二重帳簿を作成している。
 - ・ 水増し又は架空の領収書を作成している。
 - ・ 金額欄を空欄にして、記名のみを支払相手方に依頼している。
 - ・ 講師・指導者等の印を偽造している。
 - ・ 団体としての会計処理を経っていない支出が存在している。
 - ・ 総会・理事会等の議決を得ずに、助成対象事業を実施する団体等構成員が経営する企業等と取引をする。（議決を得た会議等の証拠書類提出が絶対条件となります。）
 - ・ その他、不正な会計処理を行った場合